携帯用丸のこ盤で作業中に左手人差し指を負傷

【発生状況】マンション新築工事現場において、フローリング張り作業をしていた被災者は、貼り仕舞の材料に携帯用丸のこ盤で切欠きを入れていたところ、フローリング材がはねあがり、材料を抑えていた左人差し指第1関節上部を負傷した。全治1ヶ月の重傷である。



特別教育に準じた安全教育が必要になった!

【発生原因分析】災害は、朝一番の作業開始後、間もなく発生している。フローリング材を 積み重ねた上で、貼り仕舞の寸法に合わせ携帯用丸のこ盤で切欠き作業を開始したところ であった。加工したフロア材は、長さ 600mm、巾 40mm、厚さ 12mm の寸法で、その先 端部左に 12*10mmの切かきをする作業であった。寸法を測り、切る位置に印をつけて、 フロア材を左手に持ち、右手に携帯式丸のこ盤を持っての作業を行った。

- 1)人的な面からみると、切欠き作業がフロア材を左手に持った状態での**不安全な行動**が根本原因である。
- 2)機械的な面からみると、使用する機械の選定に無理が見られる。

- 3) 管理的な面からみると、切欠き作業における**手順と周知**がはっきりしていなかった。 更に作業開始前に現地 **KY・**工具の始業点検などの**日常の安全活動**がされていなかった。被 災者は、43才で経験も豊富であったが、携帯用丸のこ盤の取り扱いや危険性に関して基 本的な**安全教育**を受けていなかった。
- 4) 作業環境的な面からみると室内作業であり特に問題は見当たらない。

【対応策】原因分析で得られた個々の問題について纏めると、

不安全な行動については、作業に対する安全教育を受ける必要がある。加工するフローリング材の大きさでは、作業台等の上に固定して切欠きする方法が基本である。たまたまマンションの新築現場では、多くの部屋の作業を順次施工しており、作業に必要な台等は、室内に準備されていた。

機械の選定については、加工したフロア材の大きさからして、手のこもしくは卓上用丸のこが作業に適していたと考えられる。身近にあった携帯用丸のこ盤を安易に使用した結果災害につながったと想像される。

手順と周知に関しては、個々の作業について作業手順が決められ、それにのっとった作業が求められる。この現場では立派な作業手順書が用意されていたにもかかわらずその活用が図られていなかった。

日常の安全活動に関して、朝一番は、注意力が散漫になりやすく作業を始める前には、 班長を中心として、朝礼、TBM、現地 KY (リスクアセスメントを取り入れた)、始業点検 などが行われ、本日の作業の内容や危険のポイント、更にはその対策について話会いされ るものである。当現場においては、各部屋ごとに 1~2 名で作業をしており、全体での打合 せは行われていなかった。一人で作業する場合でも一人 KY を活用するなどして当日の作業 確認とその手順、安全作業に関する再点検をして作業に取り掛かりたかった。

安全教育については、携帯用丸のこ盤の作業において災害の発生頻度が高く、かつ発生 すると重篤度が高くなることなどに関した充分な認識がなく、安全に関する特別な教育は、 受けていなかった。

「携帯用丸のこ盤」に関しては、【安衛則第 36 条 特別教育を必要とする業務】には含まれていないが、 通達【基安発 0714 号】により、【作業従事者に対して、当別教育に準じた教育を実施すること】が示されているので、計画的に特別な教育を実施したい。

【補足説明】小型電動工具としての携帯用丸のこ盤の取り扱いに関しては、機器の取扱と 電動機としての取扱に注意したい。

機器の取扱としては、【基発 0714 号】の安全教育カリュキュラムに示されている通り携帯用丸のこ盤の知識、作業に関する知識、安全な作業方法に関する知識、点検及び整備に関する知識が挙げられる。

電動機の取扱としては、特に注意を払いたい点は、**感電**に関する件である。【安衛則 36 条特別教育を必要とする業務】の4項にある600V以下の低電圧に分類される。感電とは、数十ミリアンペアの電流が人体に流れると危険と言われている。

感電防止として、作業前に点検する内容として、電動工具の外見チェック、アースの導通テスト、漏電ブレーカー作動確認、絶縁抵抗値の測定などが挙げられる。作業前に確認をして、安全作業に備えて下さい。

(以 上)

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部